

## 終章 マハティール政権の成果と位置づけ

著者	鳥居 高
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	557
雑誌名	マハティール政権下のマレーシア - 「イスラーム先 進国」をめざした22年-
ページ	351-369
発行年	2006
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://doi.org/10.20561/00042707">http://doi.org/10.20561/00042707</a>

## 終章

# マハティール政権の成果と位置づけ

鳥居 高

本書を締めくくる本章では、第1節において「本書で明らかになったこと」を整理しておきたい。本書の目的は、22年あまりに及ぶマハティール・モハマド（Mahathir Mohamad）政権の「政治経済体制の全体像を導出することを試みる」ことにあった。本研究会では、マハティール政権が工業化を柱に据えた経済開発の追求と「マレーシア」という国家アイデンティティの確立を目指したと考え、最終的にこれを「イスラーム先進国・マレーシアの確立」と表現した。これはビジョン2020を頂点とし、同時期に展開された工業開発、ブミプトラ企業・企業家育成策、イスラーム促進政策、高等教育改革などを含めた諸政策の最終到達点として想定されたものを表現した言葉である。第1節では各章の順番にとらわれず、「イスラーム先進国・マレーシア」を構成する要素と重要な項目ごとに明らかになったことを整理する。

続いて第2節においては、「先進国化」目標と密接に関わりあっている「スルタン制度の権限の縮小と再編成」に関して、マハティール政権下の連邦憲法改正の内容とその意味を検討する。

最後に第3節では、本研究会の基本視座から残された課題を整理したい。

## 第1節 本書で明らかになったこと 「イスラーム先進国・マレーシアの確立」について

### 1. 先進国化目標 2020年ビジョンの特徴

まず、そもそもマハティール政権が「先進国化」を具体的にうたったビジョン2020 (Vision2020/Wawasan2020) の特徴については、第2章「ポスト1990年問題をめぐる政治過程 ビジョン2020誕生の背景」において、新経済政策 (New Economic Policy: NEP) ならびにビジョン2020に関して、2つの同質性とひとつの大きな差異が指摘された。NEPもビジョン2020ともに(1)欧米型政治モデルの拒否、(2)マレー・ナショナリズムとマレーシア・ナショナリズムという二重のナショナリズムの共有、という同質性があることが指摘された。そのうえで、ビジョン2020においては、国民統合という至高の目的のためにマレー人社会の底上げを図るというNEPの思想が、2020年までの先進国入りという大胆な目標と、目標達成のために市場メカニズムを活用した開発戦略をとるという方針によって相対化された、と指摘された。ビジョン2020がNEPとは異なり、市場メカニズムに依拠した戦略によって長期高度成長の達成を図ろうとしている特徴が明らかにされた。そしてビジョン2020が「国際競争力の向上」というロジックをもって、NEPならびに統一マレー人国民組織 (United Malays National Organisation: UMNO) が強くもつマレー・ナショナリズムを抑制することになったという説得力のある説明を展開している。

次いで、このような特徴をもつビジョン2020がどのように形成され、また各民族に受け入れられていったかについて、第2章では第2節以降で当時の新聞報道や各政党の資料を丹念に追うことによって、その政治過程と背景と理由を明らかにした。

1980年代半ばの不況によって高まった華人社会のNEPに対する不満は、マ

レーン社会と華人社会の間での深い対立をうみ、1987年には政府が非常手段を発動するまでになった。さらに1987年の与党各党の役員選挙、1986年の総選挙、1990年の総選挙などにおいては民族間の溝の拡大や問題の先送りという事態を招く結果となったことが明らかにされた。

マハティール政権がNEP前半の国家介入型の経済政策運営から、民間主導政策運営へと転換したことに關しては、これまでの研究では連邦政府財政や経済不況などの経済要因のみで説明が試みられたのに対し、第2章はビジョン2020形成と受容に関する政治過程分析ということが出来る。

なお、ビジョン2020がもつ政治的なインパクトに關しては本節の最後に触れることにする。

## 2. マハティール政権の経済政策運営      ダウン・サイジングと市場原理の導入

マハティール政権の開発政策の運営メカニズムの特徴は、政府の役割を「選択的に縮小」し、規制緩和と市場原理の導入によって民間経済を主体とする経済システムの構築を目指す、という点からなる。この特徴については、複数の章・節で扱っているので整理しておこう。

まず、マハティール政権期の前半（NEP期）と後半（ビジョン2020期）では、経済戦略と政府の役割が大きく異なることが第2章第1節で指摘されている。筆者の表現を借りれば、「民営化と規制緩和により民間経済主体を中心とする経済システムを構築し、効率化促進、競争力強化を実現するという、自由主義の経済思想にもとづく戦略」がビジョン2020のなかでうたわれている。

NEP期からビジョン2020期における政策運営上の変化や転換を示すもっとも象徴的な事例が「国民車メーカー・プロトン」(Perusahaan Otomobil Nasional Berhad: PROTON)の役割と育成方針の変化であろう。その変化は次のように整理できる。

マハティール政権期の前半（1990年まで）では、PROTON社は公企業マレー

シア重工業公社 (Heavy Industries Corporation of Malaysia: HICOM) の子会社として設立され、政府の直接事業であった。言葉をかえていえば、マハティール政権にとって国民車製造という分野は政府が「選択、縮小した役割」という位置づけであったことを意味する。さらに、PROTON社のもとでは日本の自動車産業組織（いわゆるピラミッド型産業組織）をモデルとして、最終メーカーであるPROTON社を支える裾野産業/部品産業の担い手としてブミプトラ企業の育成が意図されていた。

しかし、マハティール政権期後期（1990年以降）では、そもそもPROTON社がブミプトラ企業グループ育成を目的とした民営化政策により、マレー系企業グループ（DRBグループ）に売却された（第4章参照）。さらに1996年以降では従来の日本型産業組織ではなく、モジュール型の産業組織育成へとそのモデルの採用が図られるなど、その育成方針にも変化が見られた<sup>(1)</sup>。また政府はASEAN自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area: AFTA）の本格的な始動など自由化への対応として自動車産業保護政策の放棄を模索せざるをえなくなった。

マハティール政権の開発政策実行メカニズムに関しては、第1章第4節で示された。NEP初期に確立された首相府（Prime Minister's Department）への権限が、開発プロジェクトの実行・調整機能を強化することを目的に一層強まったことと、経済成長の担い手である民間部門を開発政策決定メカニズムのなかに取り込み官民共同体の制度構築が行われたことが示された。

次に、政府の役割の変化を如実に示すのが開発予算における変化であろう。第3章「マハティール政権の財政運営 財政収支の長期分析が語るもの」では、財政収支に注目してマハティール政権の財政政策の長期的な視点からの分析が試みられた。

第3章によれば 22年間に及ぶマハティール政権期は財政運営から見て「少なくとも3期に区分することができる」ことが明らかにされた。すなわち(1) 1981年から86年までの財政再建期、(2) 1987から97年までの中立的財政運営を行った時期、(3) 1998年以降の反循環的な財政運営を行った時期である。

この論文では政府の歳入面に重点がおかれた。マハティール政権の財政政策の転換について、マレーシア計画の開発支出の変化に注目したジョモ (Jomo K. S.) の簡単な分析がある (Jomo [1994: 57-67])。彼の主張によれば、マハティール政権の財政運営は、重工業を中心とした積極的に介入した時期 (1981-85年)、**ダイム・ザイヌディン** (Daim Zainuddin) 財務相とともに選択的介入に転換した時期 (1986-97年)、さらに積極的介入期 (1998-2003年) とされている。第3章の分析は、このジョモの歳出分析による時期区分について「歳入面からの分析からも大きな齟齬はない」と結論づけている。

第3章について一言付け加えておけば、マレーシアの連邦政府財政に関するほとんどの既存研究は、せいぜい5カ年計画である「マレーシア計画」を分析対象としたものにとどまっていた。この第3章は各年次の連邦予算書を収集し、丹念な分析を試みた初の本格的な研究成果である。

### 3. マレーシア経済成長の担い手 外資とプミプトラ企業と人材育成

ビジョン2020期の経済成長の牽引車と位置づけられた民間部門の役割について見ると、マハティール政権の最重要課題であったプミプトラ企業育成と経済成長の牽引車としての外資の役割に注目した。

まず、マハティール政権がもっとも拘泥したプミプトラ企業・企業家育成の成果はどうであろうか。プミプトラ企業の育成の重要な手段となった民営化政策の成果に関して、第4章「民営化政策と企業グループへのインパクト」が扱っている。まず、1983年に始まった民営化政策の展開を(1)試行 (1981 - 1990年)、(2)民営化の本格的な実施 (1991 - 97年)、(3)経済危機による再国有化 (1998 - 2007年) と時期区分したうえで、1990年代に民営化政策の重点が企業グループ育成へと移行したことに注目し、民営化プロジェクトの成果の分析を試みた。

民営化政策に関する十分な情報開示や成果に関する資料が乏しいことに鑑み、同章では1998年のUMNO党大会に提出された「民営化政策受益者リスト」

を分析対象とした。このリストを分析し、企業グループを選別したうえで14企業を分析対象として取り上げた。これら企業の分析結果から、(1)民営化政策の受益者がブミプトラ系のみではなく、華人系企業も含まれること、(2)1997年のアジア通貨・経済危機とそれに続く1998年の経済危機が民営化政策に与えた影響は大きく、収益をあげ続けた華人企業に対し、5グループが債務危機に陥り、なかでもブミプトラ系企業が危機を乗り越えず「再国有化」に陥ったことが示されている。この民営化プロジェクトの結果を見る限りにおいては、マハティール政権はその大きな政策目標であったブミプトラ企業家育成という果実を生み出したとはいえないであろう。最後に、マハティール政権を引き継いだアブドゥラ・アフマッド・バダウィ（Abdullah Ahmad Badawi）政権は再国有化した企業を「再民営化」する意志がないことから、マハティール政権の企業グループ育成を目的とした民営化政策は終焉を迎えた、と同章は結んでいる。

国際競争力の獲得という文脈において説明する必要があるのが外資政策である。第5章「『小国』マレーシアと国際環境への対応 外資の役割を軸として」では、外資の役割とマハティール政権の外資政策の特徴と限界を明らかにしている。

第5章では、マレーシアという国がグローバリゼーションの潮流のなかでいわずに受容サイドに位置し、国内に生産資本を有しない「小国」であったことを前提にして、国際経済環境との対応を検討した。その結果、そもそもマハティール政権以前の開発政策も国際経済環境の変化に対応していたことを明らかにしたうえで、とくにマハティール政権期において国際経済における「小国」という立場を活用して1985年のプラザ合意以降の円高を取り込んで高度経済成長を達成することができたことが示された。しかしながら、一方1990年代以降のAFTAの本格始動などさらなる自由化の進展のなかでは外資企業内部で決定される工程間分業に対しては、外資導入の優遇的措置は意味をなさず、国際経済の動きのなかで「取り残されていく」マハティール政権の経済政策やマレーシア経済が浮き彫りにされている。

経済の担い手との関連で最後に触れておくのが高等教育改革である。マレーシアにおける教育政策の主眼は、多民族社会をまとめる国民統合と経済発展を支える人材育成の2つの側面にある。マハティール政権期の教育政策では、それ以前の2政権とは異なり、後者に重点が置かれた。

第7章「マハティール政権期の高等教育改革 国家構想・政策転換・政治論争」では、ビジョン2020という新しい国家構想と高等教育改革の内容がまず説明されている。

第7章によれば、ビジョン2020では人的資源の開発が重要視され、同ビジョンのもとで進められた高等教育政策では(1)高等教育における英語の復権、(2)クォータ制度の撤廃とメリトクラシーの導入、(3)私立高等教育の拡大と国立大学の法人化という大きな3つの転換が行われた。

とくに第3番目の改革のうち、私立高等教育の拡大では(1)私立高等教育機関の急増、(2)私立大学およびユニバーシティ・カレッジの新設、(3)海外大学の分校の設置という顕著な変化が見られた。しかし、高等教育における実学や応用的学問分野への偏重と教養・基礎化学分野の軽視という傾向が強まったこと、これらの私立教育機関が提供する教育の質の確保、さらには私立大学に非ブミプトラ学生に集中する傾向があり、国民統合を図るうえでの問題になることなど、の諸問題を高等教育改革政策が生じさせることが指摘されている。

#### 4. イスラーム促進政策 開発政策とのリンケージ

マハティール政権が確立しようとした「マレーシア」の国家アイデンティティの要素としてイスラームの重視があげられるであろう。第1章でも触れたとおり、ここでいう「イスラーム先進国」という意味は、イスラーム法によって秩序づけられた国家という意味ではない。また、マハティールが唱えたビジョン2020においても、「各エスニック集団がその宗教、文化を实践する権利をもつ「成熟した自由で寛容な社会」が目標とされていることから、多



文化主義にもとづく国づくりを進めようとしている（第2章第1節参照）。そこで本書の主張はマハティール政権がマレー・ムスリム社会のアイデンティティ強化のひとつの柱としてイスラーム価値を重視し、しかもそれを開発、最終的には先進国化と結びつけて進めようとした、という点に大きな特徴があると考えて、このように表現した<sup>(2)</sup>。

マハティール政権のイスラーム促進政策の大きな特徴は開発とイスラーム価値のリンケージである。第6章「開発戦略とイスラーム金融の融合の試み」イスラーム銀行を中心に」では、1980年代初めに設立されたマレーシア・イスラーム銀行（Bank Islam Malaysia Berhad: BIMB）をはじめ、金融、債権、タカフル（保険への適用）などマレーシアの金融部門におけるイスラーム経済システムの展開と政策を踏まえたうえで、「マレーシア計画」においてイスラーム金融の発展戦略が登場した1990年代半ば以降における無利子銀行制度（Interest-free Banking System）の分析を行った。

第6章で明らかになったことは、(1)マハティール政権のイスラーム金融の導入とその普及がきわめて漸進的なアプローチであり、政府が開発計画に掲げたイスラーム金融の役割はある程度果たしてきていること、(2)しかし、国全体の開発に対するインパクトは2003年時点では計測しにくく、最終的な評価には含みもたれていること、(3)ただし、イスラーム銀行において2000年以降生産部門へ資金供給が見えていることから、今後開発への貢献度を深めるであろうこと、などである。

さて、マハティール政権が目指した「イスラーム先進国」についてその背景と逆照射を試みたのが、第8章「ウラマー指導体制下での汎マレーシア・イスラーム党（PAS）イスラーム化と民族問題のはざま」である。

マハティール政権のイスラーム促進政策に大きな影響を与えたひとつの政治的条件が、1980年代以降の野党イスラーム政党である汎マレーシア・イスラーム党（Parti Islam Se-Malaysia: PAS）の動きにある。同党に関しては、これまで邦文による分析がほとんどなされていないことから、まず長期的視点にたち結党以降の時期区分を行った。そのうえで、1980年代に成立した新指導

部のもとでの党の組織・構造、政党指導者等に関する分析と紹介を行った。さらに1990年総選挙でクランタン州，1999年総選挙でトレンガヌ州でそれぞれ州政権を獲得して以降，両州で実施されたイスラーム刑法導入を柱とするイスラーム政策の実施について分析が試みられ，マレーシアにおけるもうひとつの「イスラーム勢力」の特徴が明らかにされた。

## 5. ビジョン2020のインパクト

最後に，ビジョンの柱のひとつである「バンサ・マレーシア」がマレーシア社会に与えたインパクトについて，本書各章で明らかにされた点を整理しておこう。

ビジョン2020の形成過程の政治的意味あい，ならびにそれがマレーシア社会に受け入れられる過程については，第2章第3節以下で詳細に分析されている。ポスト1990年問題をめぐる各民族代表による形成過程においては，それぞれの利益表出により対立と緊張を招き，合意形成には「失敗」した。しかし，その後各民族代表がその要求水準を下げ，妥協点を模索し，かつ合意形成過程を経て作成された報告書（NECC報告書）の提言を取り入れた形でPost NEPである国民開発政策（National Development Policy: NDP）が作成された。そもそもこうした形成過程を経て「市場メカニズムを活用した高度経済成長と国民意識の強化」という合意があったからこそ広く受け入れられていくことになったことが詳細に分析されている。

さらに，第7章第4節では，高等教育改革をめぐる国会の討論を精査したうえで，「バンサ・マレーシア」という新しい民族概念が，「意見を異にする論争主体の間に共通の語彙と正統性根拠を提供することによって，平和的な議論の場を構築するのに貢献してきたこと」にも着目すべきだろうと，その副次的な効果を評価している。

これらの特徴をもつビジョン2020とバンサ・マレーシアが果たした政治的インパクトとして，1999年総選挙などに見られる与党・国民戦線（Barisan

Nasional: BN/National Front) への支持があることがデータからも見てとれる(第1章第1節ならびに第2章)。

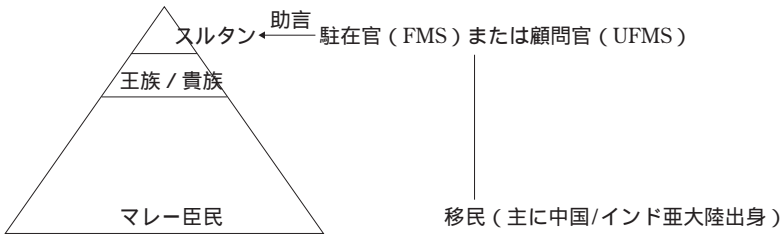
## 第2節 「ヌグリ」(negeri) から近代国家「マレーシア」の確立へ

マハティール政権を総括するにあたって、もう1点重要な要素が残っている。マハティール政権が目指した最後の要素である「近代国家」の成果についてまとめておこう。本研究会ではマハティール政権の重要な成果として、スルタン制度の再編成と最高元首・スルトンの権限縮小があげられると考えている。なお、このトピックスに関しては、すでに詳細な既発表論文があることに加え、紙幅の制約からポイントのみを整理する<sup>(3)</sup>。

### 1. ヌグリから連邦国家マラヤの成立

マレーシアは現在13州からなる連邦制国家である。1957年にマラヤ連邦(Federation of Malaya)として独立した際には、半島部の11州のうち9州にはマレー人国家(ヌグリ)の君主の地位を占めていたマレー人王家・スルタン家が存続していた。独立以降彼らはそれぞれの州においては「イスラームの長」であり「マレー人社会の擁護者」としての役割を果たしている<sup>(4)</sup>。さらに、連邦レベルでは、これらのスルタンが同連邦(現マレーシア)の最高元首(Yang di-Pertuan Agong)とその補佐役・副元首の地位を「5年」という任期で「スルタン達の互選によって選出し9家を一巡させる」システム(実質的に「輪番制」に近い)でその任にあっている。これはイギリスの植民地統治を経て、第2次世界大戦後のマラヤ連合案(Malayan Union)、さらには1957年に制定された連邦憲法制定過程を通じて生み出されたものである。筆者はこれを「マレー人国家・ヌグリの諸要素を残したままの連邦制国家」の樹立

図1 ヌグリからイギリス植民地（FMSとUFMS）



（出所）筆者作成。

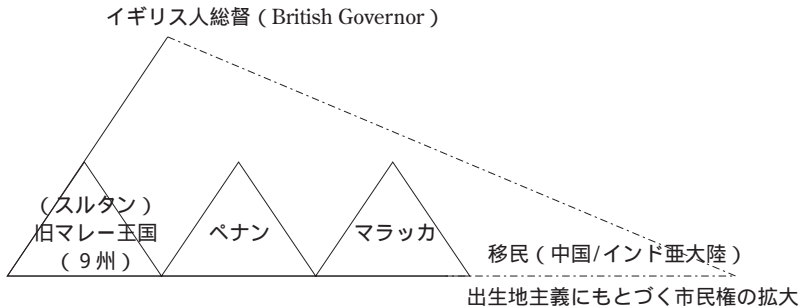
と表現できると考えている。

本節では紙幅の関係上、この特徴がどのように成立してきたかについてイメージ図を用いて説明しよう。

まず、イギリス植民地時代から1946年のマラヤ連合案までの変化を図示したものが図1である。1786年のペナン島割譲に始まるイギリスの植民地支配は、1874年のパンコール条約以降一層加速化していった。その支配形態の違いから(1)イギリスによるインド植民地の一部として直接支配を受けた「海峡植民地」(Straits Settlements, ペナン, マラッカ, シンガポール)と(2)イギリス人駐在官(Resident)あるいは顧問官(Advisor)がスルタンのもとに派遣され、従来のマレー人社会のヒエラルキーを利用する形で進められた間接支配(Indirect Rule)に分かれる。スルタンは「イスラームとマレー人の慣習」を除くあらゆる事柄につき駐在官もしくは顧問官に「助言を求め」その「助言に従う」こととされた。このような間接支配を受けた国は、さらに後にひとつの政治組織となったマレー連合州(Federated Malay States: FMS)とマレー非連合州(Unfederated Malay States: UFMS)とに大きく二分される。現在スルタンが存続しているのは(2)の間接支配を受けた9つのヌグリである。

イギリスは1946年にマラヤ連合案を公表した。同案の骨子を書き加えたものが、図2の破線部分である。すなわち(1)マラヤ連合市民権は従来のヌグリの臣民であるマレー人のみならず、移民労働者の子孫である華僑やインド人へと拡大適用され、(2)スルタン制度を廃止する、というのが同案の骨子であ

図2 マラヤ連合案



(注) スルタンは各州にそれぞれ設置されるマレー顧問会議 (Advisory Malay Council) の議長としてイスラームにかかわる事項にのみ権限を有する。

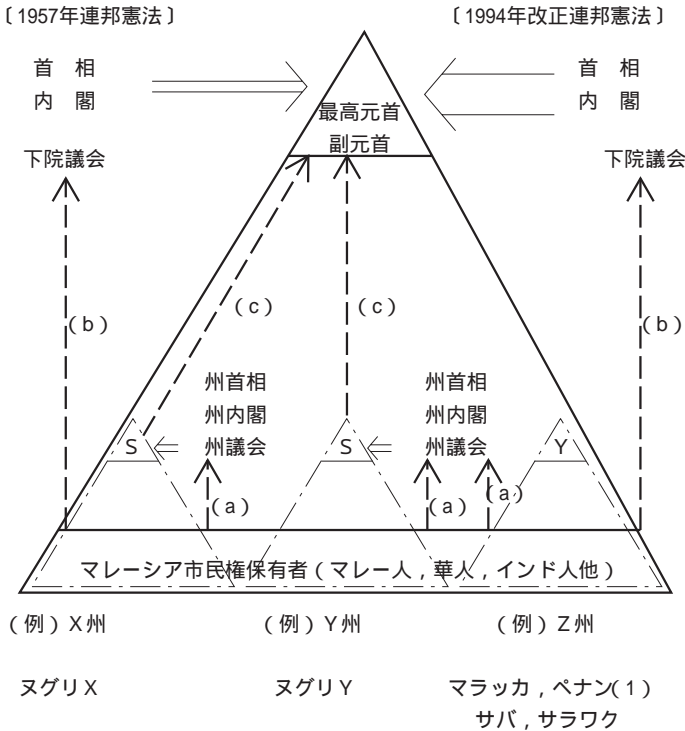
(出所) 筆者作成。

る。

最終的にこのマラヤ連合案は廃止され、1948年のマラヤ連邦憲法を経て、1957年に連邦 (独立) 憲法が制定された。なお、1946年から57年のマラヤ連邦 (独立) 憲法制定までの政治過程を詳細に論じるには紙幅がなく、ここでは省略する。

マラヤ連邦 (独立) 憲法で枠組みを示したものが図3である。まず、従来の9つのヌグリは「州」と名称が変わり、州権限が与えられ、「マラヤ連邦」という大きな三角形 (連邦) の下に収まった (図では破線による三角形で示し、従来ヌグリXからX州と例示した)。この際に、マラヤ連邦の市民権は出生地主義にもとづく賦与が憲法上規定されたことから、図3に示したとおり大きな三角形ならびに小さな三角形のなかにマレー人、華人、インド人が位置することになる。他方、マラヤ連合案では「廃止」が盛り込まれたスルタンの地位は、州レベルでは引き続き「イスラームの長」、「マレー人社会の擁護者」という地位が保障されたまま、図3の破線で示したように連邦レベルでは、最高元首ならびにその補佐役である副元首としての地位を「輪番」で務めることになった。この図3で明らかなように、独立国家マラヤ連邦は「連邦制度」のもとで、いわばヌグリの要素であるスルタン家の地位と権限を残した

図3 1957年および1994年改正憲法下での最高元首とスルタン



- (注) ← 各種選挙の実施を意味する ((a):州議会, (b):下院議会, (c):統治者会議)  
 ← 連邦, 州レベルにおける最高元首, スルタンへの「助言」をそれぞれ意味する。  
 ——— マラヤ連邦(現マレーシア)の枠組み  
 - - - マラヤ連邦(現マレーシア)下の州を意味する  
 S : Sultanを意味する  
 Y : Yang di-Pertua Negeri : スルタンを擁しない4州(ただし, ブリス, ヌグリ  
 スンピラン州では呼称が異なる)での州統治者を意味する。  
 (1) 1957年時点では, サバ・サラワク州はマラヤ連邦には含まれていない。両州は1963年に加入。  
 (出所) 筆者作成。

まま成立したことを意味する。

独立憲法によって最高元首に与えられた権限のうち主なものは、立憲君主として保持する(1)首相の任命権、(2)下院の解散への同意の留保権、(3)法案へ

の裁可権である。この他には国軍の最高司令官としても位置づけられている。

## 2. マハティール政権による連邦憲法改正

このような最高元首の権限について、マハティール政権は1983年から1984年にかけてと、1990年から1994年にかけての2回にわたり、その権限の縮小を目的とした連邦憲法改正を試みた。それぞれの憲法改正過程そのものはマハティール政権を考察するうえで、きわめて興味深い事例ではある。ここでは紙幅の関係上、最終的にマハティール政権が達しえた1993年と1994年の連邦憲法改正内容を整理し提示することにする。

まず、1993年の連邦憲法改正によって、第182条と第183条が新たに設けられた。これにより、スルタンの民事刑事訴追に関する特権が廃止され、従来認められてきた免訴特権が廃止された。これにともない、これらの民事・刑事上の訴追を行うための特別法廷が設置されることになった。第2の改正としては、第63条と第72条が改正され、1971年の連邦憲法改正によって「敏感問題」(Sensitive Issues)のひとつとして位置づけられた「最高元首とスルタンの地位と権限」に関して国会ならびに州議会で討論を行うことが可能になった。

次に1994年の連邦憲法改正では、第1に連邦憲法第66条において立法過程での最高元首の裁可権限が明確化された。連邦憲法制定時には、最高元首が内閣あるいは内閣のメンバーである大臣の「助言」にもとづく、形式的な「裁可権」と理解されてきた。しかし、この規定がありながらも実質的な裁可権の行使を行ったスルタンが存在したために、マハティール政権は1983年から1984年の2回の連邦憲法改正によって、その裁可権の内容について明確にした。さらに1994年の憲法改正により、上下院での法案可決後「30日以内に最高元首が裁可しない場合」でも法律として発効するものと規定された。これに先立つ1984年の連邦憲法改正では、(1)30日以内には「不同意の意思と理由を表明」したうえで、国会に差し戻すことが認められており、(2)差し戻さ

れた法案が、再度国会で3分の2以上の可決をもって「再送」され、30日以内に裁可が与えられなければ、法律として成立しなかった。つまり、1994年の改正により、いったん実質的な裁可権が認められていたものの（1984年連邦憲法）それが大幅に縮小されたことを意味する。

1994年憲法改正の第2点目の内容は第40条に第1A項が新設され、「最高元首が助言にもとづく行動を取る」ことが明確に規定された。

### 3. 連邦憲法改正の意味とマハティール政権の位置づけ

以上の改正内容を整理すると次のようにまとめられる。

まず第1に、最高元首ならびにスルタンが「自らの個人的な資格によって行う行為」に関して民事・刑事訴追が可能になったことから、特別法廷ではあるが、彼らが「法による支配」を受ける存在になった。

第2に、主権者である国民の代表が集まる国会ならびに州議会において、「権力の乱用に関する事柄」であれば、最高元首とスルタンの地位と権限に関して議論することが認められた。すなわち、最高元首とスルタンが民主主義体制のもとにおかれたことを意味する。

第3に、裁可権の明確化と「助言にもとづく行為」規定の強化は、これら一連の改正が行われるまでスルタンの「自由な判断や意志」で行われてきた行為が縮小もしくは形式化することを意味する。これはとりもなおさず立憲君主としての役割の明確化を意味する。

これらの連邦憲法改正内容からもわかるように、マレーシアにおいては独立以降、確かに立憲君主制や議院内閣制度などを導入し、近代国家の装いをまとってきたものの、実際にはスルタンというマレー人国家・ヌグリの長が近代国家の枠組みから「はみ出した」存在と権限をもっていたことがわかる。

したがって、マハティール政権の一連の憲法改正は実質的な意味において「近代国家」の中身を整えたことを意味するであろう。この点から、歴代政権を次のように位置づけることができる。



1957年に植民地の地位を脱し、イギリスから独立を達成したトゥンク・アブドゥル・ラーマン (Tunku Abdul Rahman) 政権は「政治的ナショナリズム」の実現として独立国家を建設した。

他方、1970年に始まるアブドゥル・ラザク・フセイン (Abdul Razak Hussein) 政権、ならびに1976年に始まるフセイン・オン (Hussein Onn) 政権はラーマン政権が着手しなかった経済構造の再編成に着手した、という意味において「経済ナショナリズム」を発現させ、その試みを行ったといえる。NEPが掲げた株式資本所有構造の再編成はまさしく、旧宗主国であるイギリスに対する経済ナショナリズムの発現と表現できる。

最後のマハティール政権はラザク、フセイン政権に引き続き、経済ナショナリズムの発現とともに、このスルタン権限の縮小に現われているように「近代」ナショナリズムを発現させ、近代国家の実質化を達成したと位置づけられよう。

もっとも、マハティール政権による改正は連邦憲法の改正であり、すべての旧ヌグリが州憲法の改正を行ったわけでない。また、第1章で述べたように、州首相や州の行政官僚の長である州官房長官に関する「民族」ならびに「宗教上の規定」が現在までも残っていることから、マハティール政権が部分的な「近代化」の達成を見た、というべきであろう。

### 第3節 本書が残した課題

本書全体の共通した問題関心は、「マハティール政権が何をめざしたか」という質問に端を発し、それが「開発の促進とイスラーム化を進めた先進国マレーシアの確立」ではないか、というものである。言葉をかえていえば「開発を牽引する立場」からマハティール政権の分析を試みたものである。取り上げえたトピックは限られており、同じ視点から今後取り上げるべきトピックを指摘することはできる。たとえば、マハティール政権下の政策決定過程

や開発政策の担い手である官僚の研究、さらには中小規模のプミプトラ企業・企業家育成策の成果などがある。

また、NEPならびにビジョン2020が目標として掲げた国民統合の促進という問題に関しても十分に紙幅を割くことができなかった。本章の第1節で国民統合とビジョン2020に関して明らかになったことを整理したものの、他にも議論すべき点が残る。たとえばビジョン2020のもとで開発に「参加する」ことが保証された華人やインド人社会のビジョン2020への対応である。とくに経済面で見ると、華人ビジネス界の動きなどがあげられる。

また、民族問題と同時に、マレーシアの統合を考える際に重要な視点が半島部とボルネオ島2州の問題であろう。マハティール政権期、とくにUMNOがサバ州に進出して以降半島部とサバ州の関係は大きく変化した。また、サラワク州を見ると、総選挙においては同州におけるBN加盟政党の健闘がマレーシア全体でのBNの安定性に大きく寄与していること等を指摘すれば、その重要性はわかるであろう。これらの点については触れることができなかった。

本章を閉じるにあたって、もうひとつの大きな視点からの課題を指摘しておこう。本節の冒頭に述べたとおり、本書は「開発政策を牽引する側から」のマハティール政権の分析アプローチをとっている。この結果、逆照射を求める立場からは疑問や批判が出てくるであろう。いうまでもなく、「開発」あるいはマハティール政権の「イスラーム化」を「被る」立場からの分析である。この点に関して、我々は逆照射の立場を否定するものではない。あくまでもマンパワーや視点の整合性から、今回の成果には反映されていない結果となった。

この点については、たとえば、工業化や経済開発が優先される結果として、農村部や地方で展開された土地収用の問題、あるいは工業開発促進の立場からは重視されてこなかった農業やとくに稲作地域での変容など、マハティール政権がいわば「周辺」に位置づけた分野の分析も必要であろう。あるいはイスラーム化を被った周縁世界に位置するオランアスリにとってマハティール

ル政権の開発のイスラーム化が何をもたらしたのか、という点などがあげられよう<sup>(5)</sup>。これらの逆照射からの分析は別の場としたいと考えている。

〔注〕

- (1) 筆者のPROTON社役員に対するインタビュー調査にもとづく（1997年8月）。
- (2) マハティール政権のイスラーム促進政策をもう少し広く捉えるのであれば、本書の第7章第1節第2項で整理された「高等教育のイスラーム化」を詳細に扱う必要があるであろう。
- (3) マハティール政権による憲法改正問題を直接扱った鳥居 [1998b] 他、最高元首・スルタン制度に関して整理した鳥居 [1994: 4-9, 1998a: 20-23] を参照のこと。なお、同課題に関する代表的な英文文献としてはLee [1995], Muhammad Kamil [1998] 等を参照。
- (4) 独立時点では、残る2州（ペナン、マラッカ）にはスルタンのかわりに、州元首（Yang di Pertua Negeri/Governor）がおかれた。同様に1963年にマラヤ連邦参加したサバ州、サラワク州にも同様の地位が設けられ、結果的には現在13州のうち9州にのみスルタン家が存続することになった。また、これらスルタンを擁しない4州における「イスラームの長」は連邦最高元首が担うことが規定されている。
- (5) この意味においてマハティール政権期を中心にして、マレーシアの開発とイスラーム化がオランアスリ社会に及ぼした影響を研究した信田氏の研究は重要な成果である（信田 [2004]）。

〔参考文献〕

日本語文献

- 信田敏宏 [2004] 『オラン・アスリの開発とイスラーム化 周縁を生きる人々』  
京都大学学術出版会。
- 鳥居高 [1994] 「変革迫られるマレーシアの国王制度」(『アジア研ニュース』第157号  
8月) 4-9ページ。
- [1998a] 「変革の波を受ける2つのスルタン制度」(『アジア研ワールド・トレンド』第4巻第9号 9月) 20-23ページ。
- [1998b] 「マハティールによる国王・スルタン制度の再編成」(『アジア経済』  
第39巻第5号 5月) 19-58ページ。

外国語文献

- Jomo, K.S. [ 1994 ] *U Turn?: Malaysian Economic Development Policies after 1990*, Townsville:James Cook University of North Queensland.
- Lee, H.P. [ 1995 ] *Constitutional Conflicts in Contemporary Malaysia*, Kuala Lumpur: Oxford University Press.
- Muhammad Kamil Awang [ 1998 ] *The Sultan and the Constitution*, Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka.

